就職促進手当の日額表

等級	賃金日額		就職促進手当の日額
1		2,433円未満	1,860円
2	2,433円以上	2,767円未満	2,080円
3	2,767円以上	3,100円未満	2,340円
4	3,100円以上	3,367円未満	2,620円
5	3,367円以上	3,567円未満	2,780円
6	3,567円以上	3,800円未満	2,940円
7	3,800円以上	4,067円未満	3,140円
8	4,067円以上	4,333円未満	3,360円
9	4,333円以上	4,600円未満	3,580円
10	4,600円以上	4,867円未満	3,770円
11	4,867円以上	5,167円未満	3,930円
12	5,167円以上	5,500円未満	4,110円
13	5,500円以上	5,833円未満	4,290円
14	5,833円以上	6,167円未満	4,460円
15	6,167円以上	6,500円未満	4,620円
16	6,500円以上	7,000円未満	4,770円
17	7,000円以上	7,667円未満	5,040円
18	7,667円以上	8,333円未満	5,270円
19	8,333円以上	9,000円未満	5,470円
20	9,000円以上	9,667円未満	5,620円
21	9,667円以上	10,333円未満	5,750円
22	10,333円以上		5,820円

○国土交通省告示第八百十四号

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令（平成二十一年国土交通省令第七十一号）附則第五条の規定によりなお従前の例によるものとされた同令第四条の規定による改正前の船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則（昭和五十二年運輸省令第三十九号）第十一条第二項の規定に基づき、訓練待期手当及び就職促進手当の日額表を次のように定め、平成二十三年八月一日から適用し、船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則の規定に基づき、訓練待期手当及び就職促進手当の日額表を定める件（平成二十二年国土交通省告示第八百七号）は、平成二十三年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に係る訓練待期手当及び就職促進手当の日額については、なお従前の例による。

平成二十三年七月二十九日　　国土交通大臣　大畠　章宏

訓練待期手当及び就職促進手当の日額表

等級	賃金日額		訓練待期手当及び就職促進手当の日額
1		2,433円未満	1,860円
2	2,433円以上	2,767円未満	2,080円
3	2,767円以上	3,100円未満	2,340円
4	3,100円以上	3,367円未満	2,620円
5	3,367円以上	3,567円未満	2,780円
6	3,567円以上	3,800円未満	2,940円
7	3,800円以上	4,067円未満	3,140円
8	4,067円以上	4,333円未満	3,360円
9	4,333円以上	4,600円未満	3,580円
10	4,600円以上	4,867円未満	3,770円
11	4,867円以上	5,167円未満	3,930円
12	5,167円以上	5,500円未満	4,110円
13	5,500円以上	5,833円未満	4,290円
14	5,833円以上	6,167円未満	4,460円
15	6,167円以上	6,500円未満	4,620円
16	6,500円以上	7,000円未満	4,770円
17	7,000円以上	7,667円未満	5,040円
18	7,667円以上	8,333円未満	5,270円
19	8,333円以上	9,000円未満	5,470円
20	9,000円以上	9,667円未満	5,620円
21	9,667円以上	10,333円未満	5,750円
22	10,333円以上		5,820円

○国土交通省告示第八百十五号

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令（平成二十一年国土交通省令第七十一号）附則第六条の規定によりなお従前の例によるものとされた同令第六条の規定による改正前の船員の雇用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十年運輸省令第二十六号）第七条第二項の規定に基づき、訓練待期手当及び就職促進手当の日額表を次のように定め、平成二十三年八月一日から適用し、船員の雇用の促進に関する特別措置法施行規則の規定に基づき、訓練待期手当及び就職促進手当の日額表を定める件（平成二十二年国土交通省告示第八百八号）は、平成二十三年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に係る訓練待期手当及び就職促進手当の日額については、なお従前の例による。

平成二十三年七月二十九日　　国土交通大臣　大畠　章宏

訓練待期手当及び就職促進手当の日額表

等級	賃金日額		訓練待期手当及び就職促進手当の日額
1		2,433円未満	1,860円
2	2,433円以上	2,767円未満	2,080円
3	2,767円以上	3,100円未満	2,340円
4	3,100円以上	3,367円未満	2,620円
5	3,367円以上	3,567円未満	2,780円
6	3,567円以上	3,800円未満	2,940円
7	3,800円以上	4,067円未満	3,140円
8	4,067円以上	4,333円未満	3,360円
9	4,333円以上	4,600円未満	3,580円
10	4,600円以上	4,867円未満	3,770円